

## 寄附制度に係る QA

■企業名入りのサインボードとはどのようなものですか。

→別紙イメージ参照。道路美化ボランティア活動や道路維持管理のために寄附いただいたことを、B5サイズ程度のサインボードの中に企業名入りで記載し、道路美化ボランティアの活動場所等へ、道路管理者（各建設事務所）が1基設置します。設置期間の終了後には同じく道路管理者（各建設事務所）が撤去します。

■サインボードの設置箇所は具体的にどのような場所ですか。

→別紙イメージ図のような植樹帯（花壇）を想定しています。その他、ガードレールや照明灯など通行に支障のない箇所での設置については、都度、協議させていただきます。

なお、令和4年度には、約20箇所の県管理道路において、道路美化ボランティアの花植え活動の実績がありますが、活動場所以外への設置も協議しますので、事前にご相談ください。

■希望の場所へのサインボードの設置は可能ですか。

→先着順で設置場所の事前調整を行いますので、寄附金申込書を提出される前に、お問合せください。なお、希望場所が重複した場合は、抽選となる場合があります。

■1口3万円の寄附をした場合、企業名入りのサインボードの設置期間や県HPへの掲載はどうなりますか。

→企業名入りのサインボードは、道路美化ボランティアの活動場所等で1年間設置します。また、企業名を県HPへ当面期限なく掲載します。

■1口3万円を超える寄附をした場合、企業名入りのサインボードの設置期間や県HPでの企業名の掲載はどうなりますか。

→1口3万円としており、2口分の6万円として寄附いただいた場合は、企業名入りのサインボードは、道路美化ボランティアの活動場所等にて、1年間で2か所の活動場所等へ設置します。ただし、サインボードを掲載可能な場所にも限りがあるため、3口分以上の寄附をいただいた場合でも、設置箇所の上限を当面の間2か所/年間までとします。

県HPへの企業名の掲載は、1口3万円以上でも同じ内容となります。

また、三重県外に本社をもつ企業が、10万円以上の寄附を行っていただいた場合、企業版ふるさと納税の制度対象となり、希望される場合は、企業名を県HP（政策企画部 企画課）にも掲載します。<https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/m0005000058.htm>

■寄附した場合、サインボードの設置や企業名のHP記載は必須ですか。

→寄附申告書による通信欄で、ご希望を記載いただきます。上記のような県側での対応が不要であれば、その旨を通信欄にご記載いただければ、そのように対応します。